



## 目 次

※1～6、別紙1～4は、佐野市に提出

1	計画に関する事項	1
2	防災体制に関する事項	2
3	避難誘導に関する事項	3
4	避難の確保を図るための施設の整備に関する事項	
5	防災教育及び訓練の実施に関する事項	
6	自衛水防組織の業務に関する事項	
別紙1	組織図	
別紙2	避難経路図（施設外避難）	
別紙3	避難経路図（施設内避難）	
別紙4	自衛水防組織活動要領（案）	

※別紙5～8は、佐野市への提出は不要

別紙5	防災教育及び訓練の年間計画作成例	
別紙6	施設利用者緊急連絡先一覧表	
別紙7	緊急連絡網	
別紙8	対応別避難誘導方法一覧表	

## 1 計画に関する事項

### (1) 計画の目的

洪水に関する避難確保計画（以下、「計画」という。）は、水防法第15条の3第1項に基づき、\_\_\_\_\_近隣で洪水の発生または発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、洪水から円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

### (2) 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し、修正したときは、水防法第15条の3第2項の規定に基づき、遅滞なく、当該計画を佐野市長に報告する。

### (3) 計画の適用範囲

本計画は、\_\_\_\_\_に勤務する施設職員（以下「職員」という。）及び施設の利用者又は出入りする全ての者（以下「利用者等」という。）に適用する。

#### 【施設の状況】

人 数			
平日		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間	昼間	休日	休日
約 名	約 名		
夜間	夜間	約 名	約 名
約 名	約 名		

## 2 防災体制に関する事項

### (1) 各班の任務と組織

#### 1) 各班の任務

##### ① 指揮班

施設管理者を支援し、各班へ必要な事項を指示する。

##### ② 情報収集班

テレビ、ラジオ、インターネットなどを活用した積極的な情報収集を行うとともに施設の被害情報などを収集し、指揮班、避難誘導班に必要事項を報告・伝達する。

##### ③ 避難誘導班

市からの避難情報である、高齢者等避難又は避難指示が発令された場合等に、利用者等を安全な場所へ避難誘導する。

#### 2) 組織図

各班の構成員及び指揮系統を示す組織図を定める。組織図は、昼間、夜間等の時間帯ごとに作成し、必要な業務が実施できる人員を確保する。

(組織図は別紙1のとおり)

3) 防災体制の基準

表1 防災体制確立の判断時期及び役割分担

体制	判断基準	活動内容	対応者
準備体制 (参集準備)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨が予想される場合</li> <li>・台風接近が予想される場合</li> </ul>	・災害対応時の体制及び役割分担の再確認	職員全員
		・	指揮班
		・気象情報等の情報収集	情報収集班
		・非常持ち出し品の確認	避難誘導班
注意体制 (当番職員による体制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐野市に洪水注意報が発表された場合</li> <li>・佐野市に大雨警報が発表された場合</li> <li>・ _____川</li> <li>・ _____川</li> <li>・ _____川</li> </ul> の水位の状況が表1-2の「注意体制」の判断基準に該当した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象情報、洪水予報、水位等の情報収集</li> <li>・保護者、家族等への事前連絡</li> <li>・施設内職員への情報周知</li> </ul>	情報収集班
警戒体制 (全職員による体制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ _____川</li> <li>・ _____川</li> <li>・ _____川</li> </ul> の水位の状況が表1-2の「警戒体制」の判断基準に該当した場合	・利用者の避難判断及び指示	指揮班
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象情報、洪水予報、水位等の情報収集</li> <li>・避難所開設状況の確認</li> <li>・関係行政機関等への連絡・通報</li> <li>・施設内職員への情報周知</li> </ul>	情報収集班
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の避難誘導</li> <li>・非常持ち出し品の持ち出し</li> </ul>	避難誘導班
非常体制 (全職員による体制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐野市に大雨特別警報が発表された場合</li> <li>・ _____川</li> <li>・ _____川</li> <li>・ _____川</li> </ul> の水位の状況が表1-2の「非常体制」の判断基準に該当した場合	・施設全体の避難判断及び指示	指揮班
		・施設内全体の避難誘導	避難誘導班
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ _____町に「避難指示」が発令された場合</li> </ul>		

表 1-2 防災体制確立を判断する河川水位（例）

体制	対象河川	判断基準
注意体制	<input type="checkbox"/> 渡良瀬川（国）	・足利水位観測所（足利市通四丁目）の水位が氾濫注意水位（3.30m）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合
	<input type="checkbox"/> 秋山川（国）	・足利水位観測所（足利市通四丁目）の水位が氾濫注意水位（3.30m）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合
	<input type="checkbox"/> 旗川（国）	・足利水位観測所（足利市通四丁目）の水位が氾濫注意水位（3.30m）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合
	<input type="checkbox"/> 秋山川（県）	・大橋水位観測所（佐野市大橋町）の水位が氾濫注意水位（1.70m）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合
	<input type="checkbox"/> 旗川（県）	・白旗橋水位観測所（佐野市免鳥町）の水位が氾濫注意水位（2.20m）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合
	<input type="checkbox"/> 菊沢川	・菊沢川橋または田島橋に設置している水位計の水位が観測開始水位（それぞれ天端から0.80m、0.40m）に到達し、更に水位の上昇が見込まれる場合
	<input type="checkbox"/> 小曾戸川	・槐橋に設置している水位計の水位が観測開始水位（天端から1.10m）に到達し、更に水位の上昇が見込まれる場合
	<input type="checkbox"/> 彦間川	・大網橋に設置している水位計の水位が観測開始水位（天端から3.10m）に到達し、更に水位の上昇が見込まれる場合
警戒体制	<input type="checkbox"/> 渡良瀬川（国）	・足利水位観測所（足利市通四丁目）の水位が避難判断水位（4.90m）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合
	<input type="checkbox"/> 秋山川（国）	・伊保内新橋水位観測所（佐野市大古屋町）の水位が避難判断水位（6.60m）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合
	<input type="checkbox"/> 旗川（国）	・高田橋水位観測所（佐野市村上町）の水位が避難判断水位（3.90m）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合
	<input type="checkbox"/> 秋山川（県）	・大橋水位観測所（佐野市大橋町）の水位が避難判断水位（2.10m）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合
	<input type="checkbox"/> 旗川（県）	・白旗橋水位観測所（佐野市免鳥町）の水位が避難判断水位（2.30m）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合
	<input type="checkbox"/> 菊沢川	・菊沢川橋または田島橋に設置している水位計の水位が危険水位（それぞれ天端から0.50m、0.20m）に到達すると見込まれる場合
	<input type="checkbox"/> 小曾戸川	・槐橋に設置している水位計の水位が危険水位（天端から0.70m）に到達すると見込まれる場合
	<input type="checkbox"/> 彦間川	・大網橋に設置している水位計の水位が危険水位（天端から1.80m）に到達すると見込まれる場合
非常体制	<input type="checkbox"/> 渡良瀬川（国）	・足利水位観測所（足利市通四丁目）の水位が氾濫危険水位（5.40m）に到達した場合
	<input type="checkbox"/> 秋山川（国）	・伊保内新橋水位観測所（佐野市大古屋町）の水位が氾濫危険水位（7.80m）に到達した場合
	<input type="checkbox"/> 旗川（国）	・高田橋水位観測所（佐野市村上町）の水位が氾濫危険水位（4.10m）に到達した場合
	<input type="checkbox"/> 秋山川（県）	・大橋水位観測所（佐野市大橋町）の水位が氾濫危険水位（2.80m）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合
	<input type="checkbox"/> 旗川（県）	・白旗橋水位観測所（佐野市免鳥町）の水位が氾濫危険水位（3.00m）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合
	<input type="checkbox"/> 菊沢川	・菊沢川橋または田島橋に設置している水位計の水位が危険水位（それぞれ天端から0.50m、0.20m）に到達し、更に水位の上昇が見込まれる場合
	<input type="checkbox"/> 小曾戸川	・槐橋に設置している水位計の水位が危険水位（天端から0.70m）に到達し、更に水位の上昇が見込まれる場合
	<input type="checkbox"/> 彦間川	・大網橋に設置している水位計の水位が危険水位（天端から1.80m）に到達し、更に水位の上昇が見込まれる場合

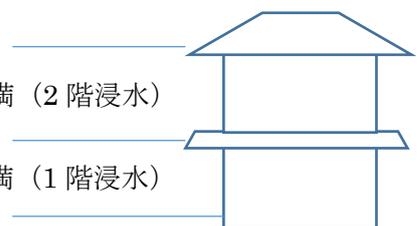
洪水による施設の浸水深と家屋倒壊等氾濫想定区域

- 1 浸水深
- 5.0m以上
  - 3.0～5.0m未満
  - 0.5～3.0m未満
  - 0～0.5m未満

5.0m以上（2階建て建物水没・3階浸水）

3.0～5.0m未満（2階浸水）

0.5～3.0m未満（1階浸水）



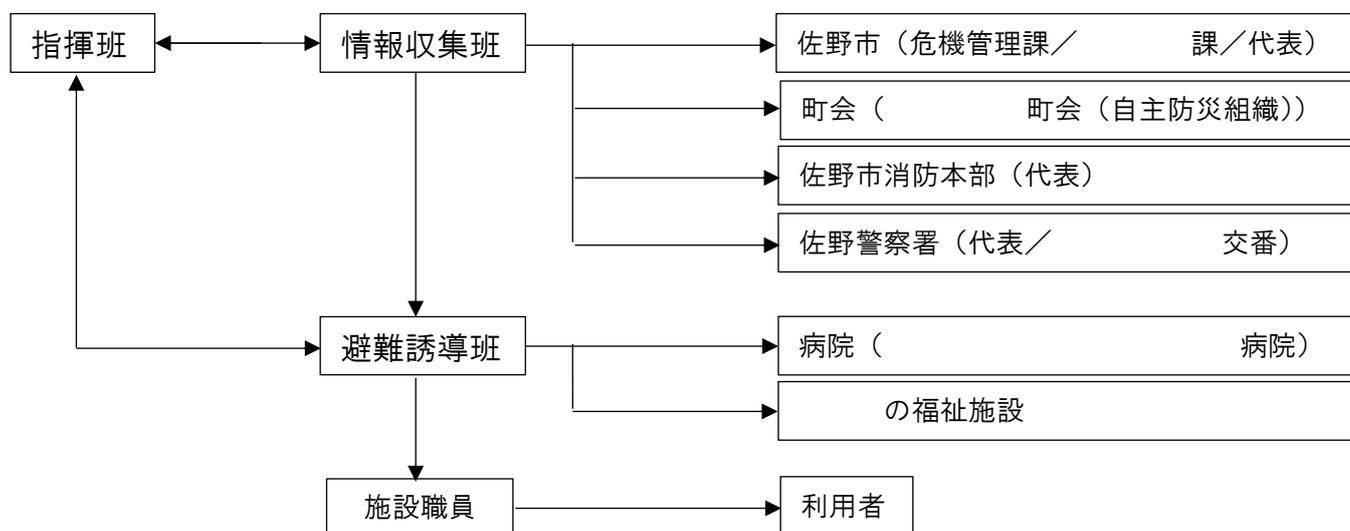
- 2 家屋倒壊等氾濫想定区域

- 内
- 外

0～0.5m未満（床下浸水・地下浸水）

#### 4) 連絡網

図1 緊急時連絡網



#### 5) 関係機関緊急連絡先

表2 関係機関緊急時連絡先

		機関名	電話番号	FAX	メールアドレス
防災行政機関		佐野市役所 危機管理課	20-3056	22-9104	kiki@city.sano.lg.jp
		佐野市役所 課			
		佐野市役所 代表	24-5111		
		佐野市消防本部 代表	22-0119	22-4441	
		佐野警察署	24-0110		
		交番			
協力機関		町会 (自主防災組織)			
		病院			
		施設			
ライフライン	電気	会社			
	ガス	会社			
	水道	市 上下水道局	22-1696	23-2747	
		市 上下水道局水道課 北部営業所	62-0419	62-6099	
	下水道	市 上下水道局下水道課	23-1120	23-1121	
通信	会社				

(2) 情報収集及び伝達

情報収集班は、気象、避難指示等の情報について、次表に示す方法により情報を収集し、指揮班、避難誘導班、利用者等へ必要事項を報告・連絡する。

また、施設の被害状況などの情報を入手した場合は、速やかに市役所・消防本部等へ通報する。

表3 主な情報及び収集方法

収集する情報	収集方法	職員共有方法
気象情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市からの防災・気象情報メール</li> <li>・テレビ、ラジオ</li> <li>・インターネット</li> <li>気象庁 HP (<a href="http://www.jma.go.jp">http://www.jma.go.jp</a>)</li> </ul>	メール等
洪水予報・河川水位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市からの防災・気象情報メール</li> <li>・テレビ、ラジオ</li> <li>・インターネット</li> <li>○国土交通省「川の水位情報」 (<a href="https://k.river.go.jp/">https://k.river.go.jp/</a>)</li> <li>_____川</li> <li>_____川</li> <li>_____川 の水位状況等（表1－2参照）</li> <li>○気象庁 HP の指定河川洪水予報サイト (<a href="http://www.jma.go.jp/jp/flood/">http://www.jma.go.jp/jp/flood/</a>)</li> </ul>	メール等
避難情報等 ・高齢者等避難 ・避難指示 ・緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市からの防災・気象情報メール</li> <li>・テレビ、ラジオ</li> <li>・防災無線</li> <li>・インターネット</li> <li>○市 HP (<a href="http://www.city.sano.lg.jp/">http://www.city.sano.lg.jp/</a>)</li> <li>○市ツイッター</li> </ul>	メール等

※停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話等を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

※提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆がないか等、施設内から確認を行う。

表4 情報伝達の内容・連絡先等

報告対象情報	担当者	伝達手段	報告先
被害の情報	情報収集班	電話	佐野市役所、佐野市消防本部
避難の準備	避難誘導班	館内放送、口頭	利用者
避難の開始	避難誘導班	館内放送、口頭	利用者
		電話	佐野市役所
避難の完了	避難誘導班	電話	佐野市役所

※「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内職員間で共有する。

### 3 避難誘導に関する事項

#### (1) 避難所

避難所は、下表のとおりとする。

ただし、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険もともなうことから、状況に応じて、（施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合）屋内安全確保を図るものとする。その場合、施設に備蓄物資を準備する。

	名 称	移動距離	移動手段
避難所		( ) m	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input checked="" type="checkbox"/> 車両 ( ) 台
施設内避難			

#### (2) 避難基準

##### 1) 市からの避難情報に基づく判断

避難情報等の発令があった場合に、避難等を開始する。

##### 2) 自主避難の判断

施設周辺への浸水その他の危険現象を察知した際は、市からの避難情報を待つことなく避難を開始するものとし、直ちに市役所へも報告する。危険現象については、安全確保のため、施設内から確認できる範囲で把握し、市役所・消防本部等に報告する。

#### (3) 避難誘導

施設外の避難所に誘導するときは、避難所までの順路、道路状況を確認し、安全で確実な移動手段であるか検討する。

徒歩による避難誘導にあたっては、先頭と最後尾に誘導員を配置する。

##### 1) 避難所へ避難の場合

- ・避難所までの移動は、\_\_\_\_\_によるものとする。
- ・施設からの未避難者の有無を点検し、避難完了を確認する。

##### 2) 施設内避難の場合

- ・施設内避難は、徒歩、車いすによるものとし、エレベータの使用は車いす利用者を優先する。
- ・自立歩行不能者の搬送方法は、\_\_\_\_\_によるものとする。
- ・施設内の未避難者の有無を点検し、避難完了を確認する。

(4) 避難経路

1) 避難所 \_\_\_\_\_ へ避難の場合

(経路図は、別紙2のとおり)

2) 施設内避難の場合

- ・施設内の避難経路はエレベータおよび \_\_\_\_\_ 階段とする。
- ・停電時にはエレベータが停止することに留意する。

(経路図は、別紙3のとおり)

(5) 施設周辺や避難経路の点検

1) 施設周辺の点検

- ・ \_\_\_\_\_ に移動する際、施設敷地内の樹木や支障物が無いか点検を実施し、支障となるものはあらかじめ取り除いておく。
- ・施設内の移動時に支障となるものがないかを確認し、支障となるものは速やかに移動する。

2) 避難経路の点検

- ・ \_\_\_\_\_ までの避難経路を確認するとともに、大雨時に冠水して移動が困難になる箇所等をあらかじめ把握し、施設職員で情報を共有する。

(6) 避難の実施

1) 避難にあたっては、避難開始を館内放送等で「これより（どこへ）、（どうやって）避難を開始します」と、職員、利用者等に周知する。

2) 避難の開始と完了を市役所に報告する。

4 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

(1) 停電時における予備電源確保のため、発電機を導入し、発電機に必要な燃料などを備蓄し、維持管理に努める。

(2) 情報収集及び伝達、避難誘導の際に使用する施設及び資機材として、表5に示すものを備蓄し、維持管理に努める。

表5 避難確保資機材等一覧

活動の区分	使用する設備又は資機材
情報収集・伝達	<input type="checkbox"/> テレビ、 <input type="checkbox"/> ラジオ、 <input type="checkbox"/> パソコン、 <input type="checkbox"/> タブレット、 <input type="checkbox"/> ファックス、 <input type="checkbox"/> 携帯電話、 <input type="checkbox"/> 懐中電灯、 <input type="checkbox"/> 電池、 <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー
避難誘導	<input type="checkbox"/> 名簿（施設職員、利用者等）、 <input type="checkbox"/> 案内旗、 <input type="checkbox"/> パソコン、 <input type="checkbox"/> タブレット、 <input type="checkbox"/> 携帯電話、 <input type="checkbox"/> 懐中電灯、 <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器、 <input type="checkbox"/> 電池式照明器具、 <input type="checkbox"/> 電池、 <input type="checkbox"/> 携帯電話バッテリー、 <input type="checkbox"/> ライフジャケット、 <input type="checkbox"/> 蛍光塗料、 <input type="checkbox"/> 車いす、 <input type="checkbox"/> 担架、 <input type="checkbox"/> 大人用紙おむつ、 <input type="checkbox"/> 常備薬、 <input type="checkbox"/> カルテのバックアップデータ 施設内避難のための <input type="checkbox"/> 水・ <input type="checkbox"/> 食料・ <input type="checkbox"/> 寝具・ <input type="checkbox"/> 防寒具

## 5 防災教育及び訓練の実施に関する事項

### (1) 防災教育

施設管理者は、洪水の危険性や警戒避難体制に関する事項について、施設職員に対して研修を行い、情報伝達や自主避難の重要性を理解するよう努める。研修は、訓練と合わせて実施を計画することを基本とし、その主な内容は次のとおりとする。

- 1) 洪水の危険性について
- 2) 情報収集及び伝達体制
- 3) 避難判断・誘導
- 4) 本避難確保計画の周知

### (2) 訓練の実施

訓練は、研修と一連で実施することを基本とし、避難の実効性を高めるために実災害を想定して、利用者や施設の状況に応じた訓練を行う。

主な訓練内容は、次のとおりとする。

- 1) 図上訓練
- 2) 情報伝達訓練
- 3) 避難経路の確認 等

### (3) 訓練の実施時期

訓練は、可能な限り出水期が始まる6月までに、以下のとおり年間で1回以上行う。

- 1) 新規採用職員を対象とした研修及び訓練を毎年(\_\_\_\_月)に実施する。

新規採用職員を対象とした訓練は、全職員を対象とした訓練と同時に実施しても良い。また、年度途中で新規採用者がいる場合は、別途研修を計画し、机上訓練等を実施する。

- 2) 全職員を対象とした情報収集・伝達及び避難誘導等の訓練を毎年(\_\_\_\_月)に実施する。

### (4) 訓練の実施結果の報告

訓練の実施後、概ね1か月以内を目安に「避難確保計画に基づく訓練結果報告書」に訓練内容を記載し、佐野市長に提出する。ただし、訓練を分けて行った場合は、最後にまとめて報告しても構わない。

## 6 自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る。）

### (1) 設置

別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。

### (2) 訓練

自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。

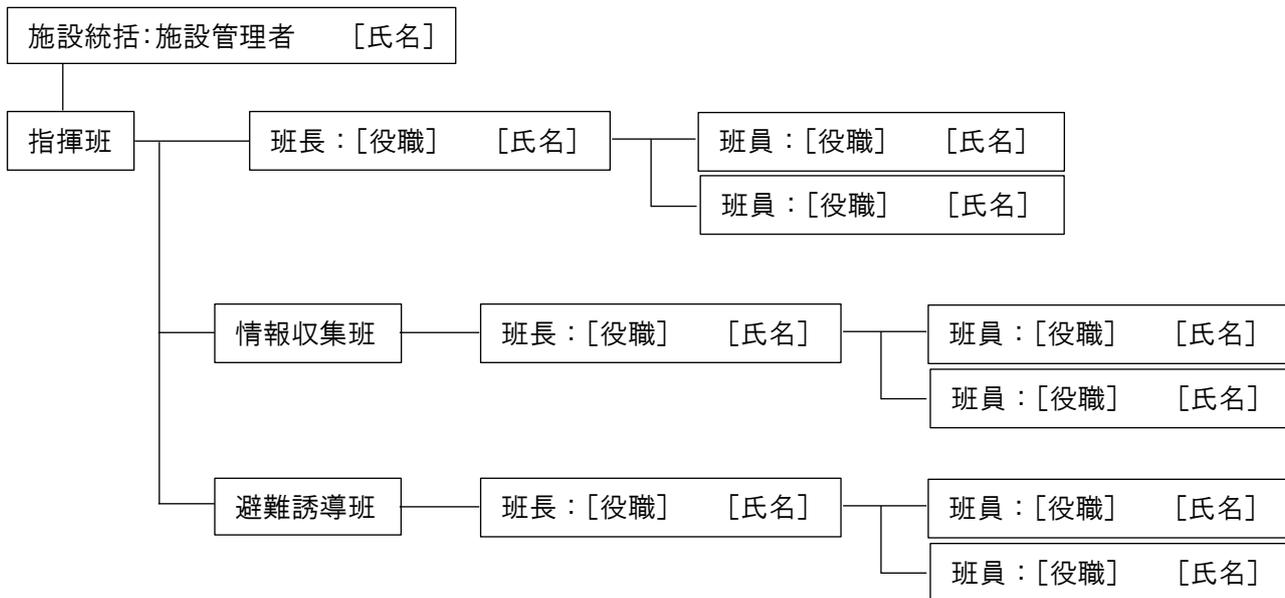
- 1) 毎年\_\_\_\_月に新たに自衛水防組織の構成員となった職員を対象として研修を実施する。
- 2) 毎年\_\_\_\_月に行う全職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全職員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

(3) 報告

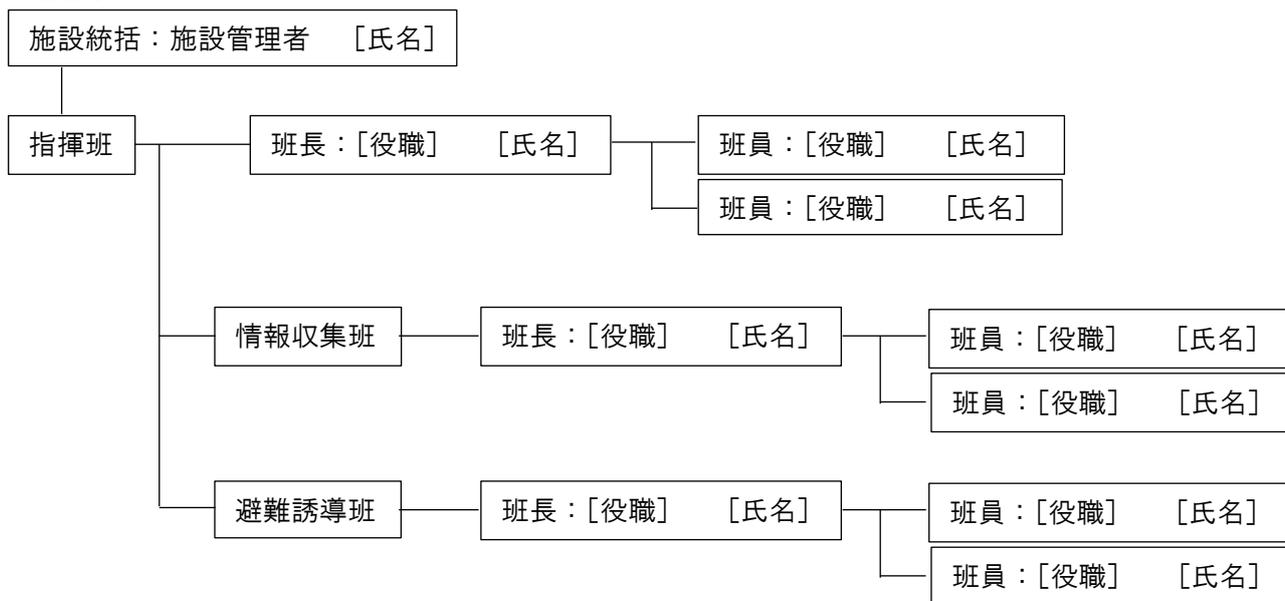
自衛水防組織を設置または変更したときは、水防法第15条の3第8項に基づき、遅滞なく、佐野市長へ報告する。

【組織図】

《昼間》



《夜間》



【施設外への避難経路図】

避難経路図

施設所在地	
避難所	

【施設内の避難経路図】

避難経路図

## 別添 「自衛水防組織活動要領（案）」

別紙 4

（自衛水防組織の編成）

- 第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。
- 2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。
- (1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。
- (2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。
- 3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。
- 4 自衛水防組織に、班を置く。
- (1) 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。
- (2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。
- (3) 防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

（自衛水防組織の運用）

- 第2条 管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。
- 2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。
- 3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

- 第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。
- (1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。
- (2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

- 第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

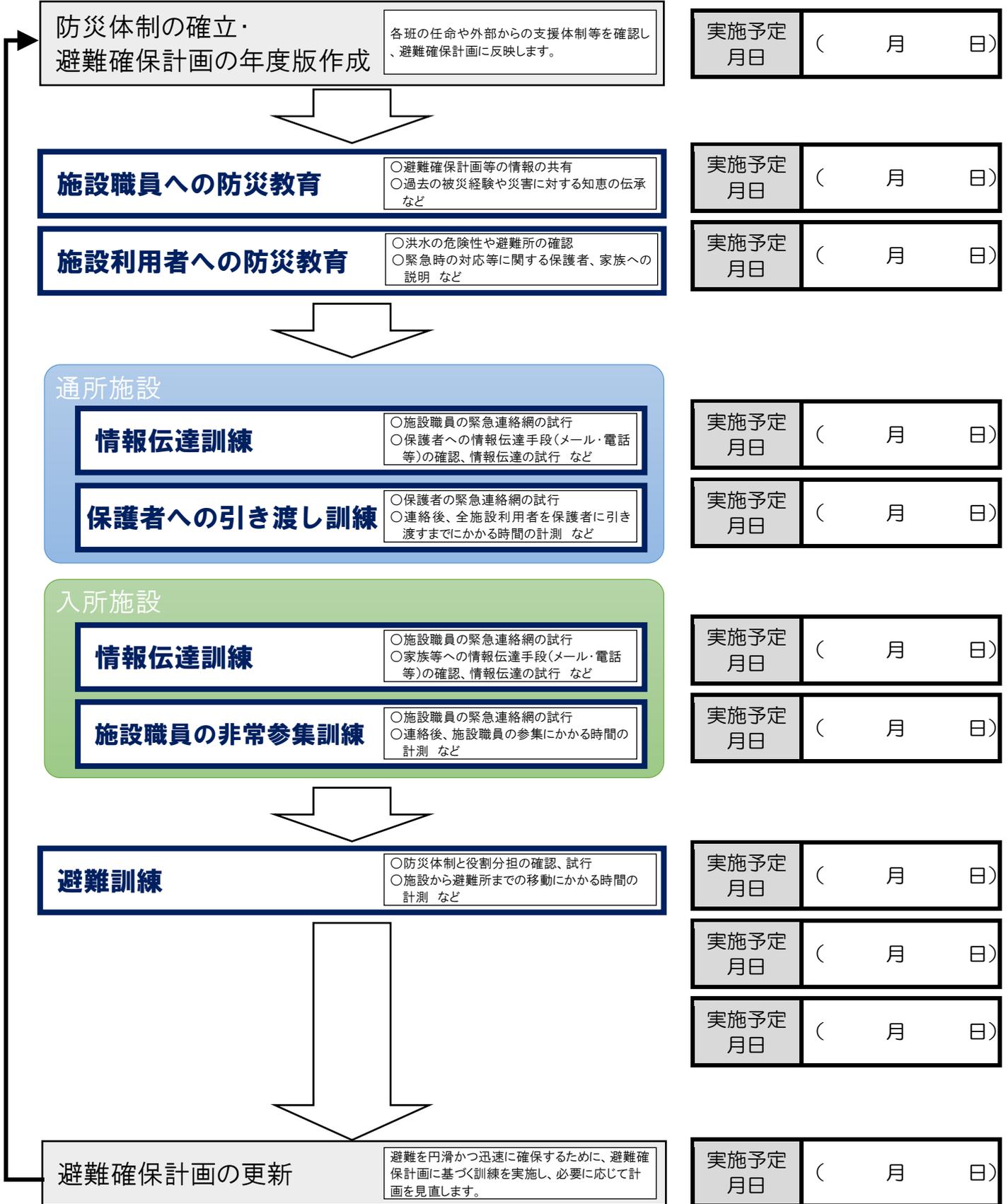
別表1 「自衛水防組織の編成と任務」

管理権限者 ( ) (代行者 )		
総括・ 情報班	役職及び氏名	任 務
	班長 ( ) 班員 ( ) 名 ・ ・ ・ ・	<input type="checkbox"/> 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による避難の呼び掛け <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
避難 誘導班	役職及び氏名	任 務
	班長 ( ) 班員 ( ) 名 ・ ・ ・ ・	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認

別表2 「自衛水防組織装備品リスト」

任 務	装 備 品
総括・情報班	名簿（従業員、利用者等） 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 照明器具（懐中電灯、投光機等）
避難誘導班	名簿（従業員、利用者等） 誘導の標識（案内旗等） 情報収集及び伝達機器（タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 懐中電灯 携帯用拡声器 誘導用ライフジャケット 蛍光塗料

【防災教育及び訓練の年間計画】





【緊急連絡網】

別紙 7

